

令和4年12月19日(月)

学校人事課管理係

担当 堀口、茂木

内線 4606

「群馬県市町村立学校職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則」の概要

学校人事課

1. 改正の概要

令和4年第3回前期定例県議会で定年引上げに係る条例改正が行われたことに伴い、関係する規則を改正するもの。

2. 改正内容

- (1) 管理職手当を支給される県費負担教職員の職に準ずる職の規定
 - ▶ 以下の職を準ずる職として規定する。
 - ・市町村立学校の事務部長及び総括事務長
- (2) 特定管理監督職群を構成する管理監督職の規定
 - ▶ 以下の特定管理監督職群を規定する。
 - ・教育職の特定管理監督職群：市町村立学校の校長、副校長及び教頭
 - ・学校事務職の特定管理監督職群：市町村立学校の事務部長及び総括事務長
- (3) 定年前再任用※の選考に用いる情報の規定
 - ▶ 上記の情報を以下のとおり規定する。
 - ・人事評価の結果その他の勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - ・定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
 - ※定年前再任用は、短時間勤務のみとなる
- (4) 手続等の規定
 - ▶ 異動期間延長（管理監督職勤務上限年齢制の例外による特例任用）の手続を規定
 - ▶ 地方公務員法改正・条例改正に伴う条ずれ修正等の文言整理
 - ▶ 群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例の改正に伴う経過措置を規定

3. 施行期日

- ・ 令和5年4月1日